



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 国土調査の成果の認証……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 平成二十七年二月十九日付東京都公告……………

告示

●東京都告示第千二百二十二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区明石町千五十三番一から同番 平成二十七年六月三まで、千五十四番、千五十五番一、月二十九日同番二、千五十六番一及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千二百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛添 要一

一 路線名 都道上館日野線

二 指定する区間 八王子市長沼町三百六十八番一地先から同所三百十五番地先まで

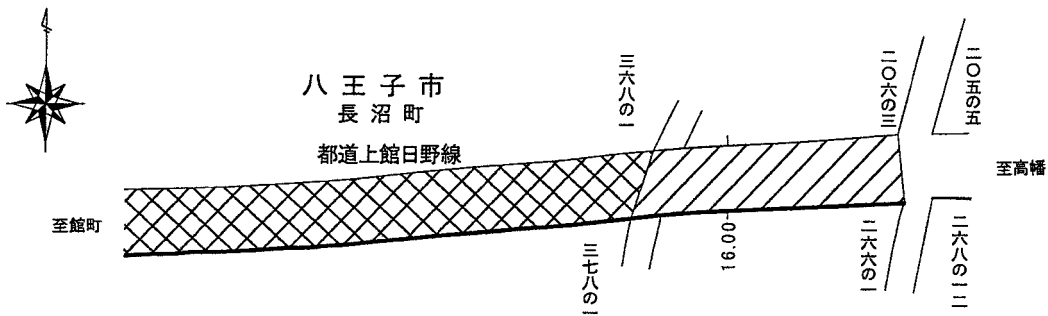
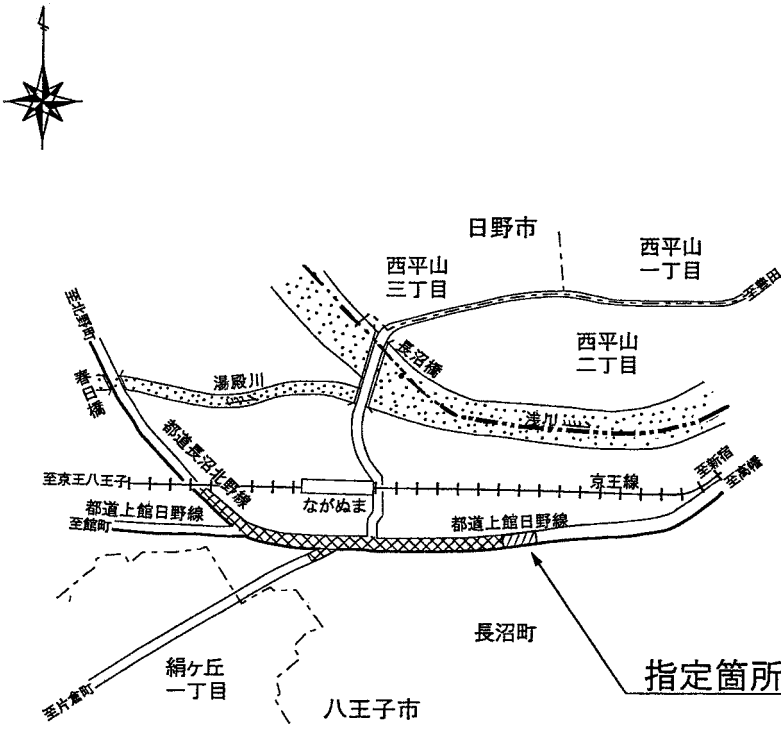
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道上館日野線
八王子市長沼町地内

- 既指定区間
- 指定区間
延長 四一・六〇メートル
- 市道
- 都道

(電線共同溝予定名称 上館日野・五号)



●東京都告示第千二百二十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛添 要一

一 路線名 都道環状六号線

二 指定する区間 品川区大崎一丁目三百八十九番十一地先から同区北品川四丁目二百八十四番

四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
品川区大崎一丁目～北品川四丁目

(電線共同溝予定名称 環状六号・七号)

既指定区間

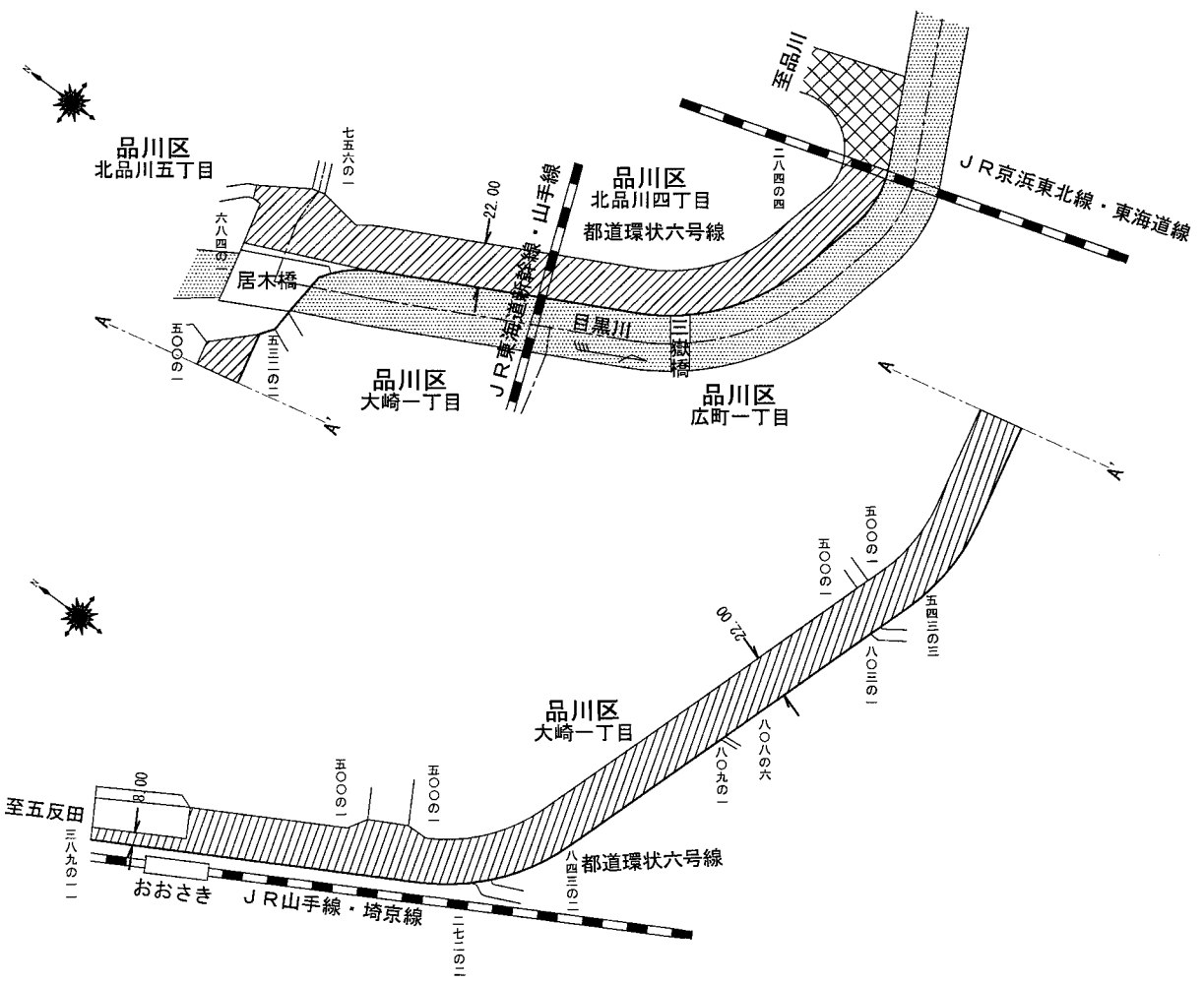
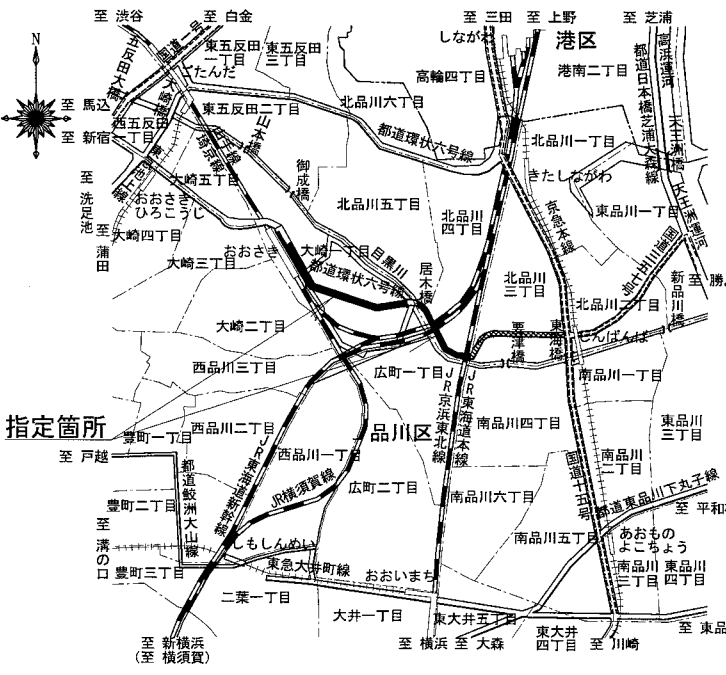
延長 九五一・二メートル

指定区間

特別区道

都道

一般国道



公 告

国土調査の成果の認証について
あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 調査を行った者 あきる野市の名称

二 調査を行った期間 平成二十五年七月から平成二十六年三月まで

三 成果の名称 あきる野市（五日市の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 あきる野市五日市地内

五 認証年月日 平成二十七年七月一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市大南五丁目一番七 大阪府大阪市中央区備後町
十三の一部 二丁目二番一号

立川市砂川町三丁目三十一番
二及び同番四
立川市曙町二丁目四十二番
二十三号アーバンライフ立
川六一四号
寺口 茂

立川市富士見町三丁目四番
十一号
寺口 ふく

立川市砂川町二丁目五十八番
三から同番二十二まで
立川市砂川町二丁目五十八
番地の二
島田美枝子

立川市砂川町二丁目五十八
番地の二
島田美智子

日野市新町三丁目三番地の
十三
島田 哲男

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル

二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号

三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店

四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号

五 変更前の設置者の代表者名 西山 敷

六 変更後の設置者の代表者名 林 久晶

七 変更前の小売業者の代表者名 西山 敷

八 変更後の小売業者の代表者名 林 久晶

九 変更日 平成二十六年十月十五日

十 届出日 平成二十七年六月二十九日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間 平成二十七年七月十六日から同年十一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年七月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル
- 二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号
- 三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店
- 四 設置者住所 大田区山王三丁目六番三号
- 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 四百三十五台
- 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 四百三十五台
- 七 変更前の開店時刻 午前九時
- 八 変更後の開店時刻 午前六時
- 九 変更前の閉店時刻 午後九時
- 十 変更後の閉店時刻 翌午前三時
- 十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 十二 変更後の来客が駐車場を利用す 午前五時三十分から翌午前三時三十分まで

縦覧期間

十三 変更日

十四 届出日

十五 縦覧場所

十六 縦覧期間

十七 縦覧時間

平成二十七年八月一日ほか
 平成二十七年六月二十九日
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 平成二十七年七月十六日から同年十一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十七年二月十九日付東京都公告

ページ一段一行一 誤 正

六 下 後から 株式会社島忠 株式会社島忠ほか一名

六 下 後から 三 千五百五十五番地 千五百五十五番地ほか

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002